# 2025 年度 JASSO 海外留学支援制度(協定派遣) 渡航支援金

### 【概要】

- ■渡航支援金:16万円(家計基準)または1万円(派遣期間) \*いずれも一回払い
- ■申請対象・条件
- (1) JASSO 海外留学支援制度(協定派遣) 奨学金受給者 (予定者含む。)。
- (2) ①家計基準 または ②派遣期間 を満たす者。いずれも満たす場合は、①家計基準のみが支給対象。

#### ①家計基準

生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生。

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が 300 万円以下	
給与以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下	

- ※ 家族構成は問いません。
- ※ 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金、養育費は収入に含みません。

#### ②派遣期間

新規登録時の奨学金支給期間が6回以上の者。但し、変更登録により奨学金支給期間が6回未満から6回以上になっても支給対象にはなりません。

- ■提出書類·提出対象者
- ①家計基準:生計維持者全員の収入・所得を証明する書類。

	①家計基準:生計維持者全員の収入・所得を証明する書類。				
	I 父母ともにいる場合	生計維持者	学校に提出すべき書類		
1	父母と同居・別居(一人暮らし)	父母(2 名) *専業主婦(主夫)、無職無収入の 場合でも生計維持者となる。	・生計維持者申告書(様式 R) ・父および母の収入・所得を証明する書類		
2	父母どちらか又は両方が 海外/単身赴任		2000 POWN MNEEDING		
	Ⅱ 父母が離婚調停中	生計維持者	学校に提出すべき書類		
1	父母が離婚調停中	父母(2名) *離婚調停中でも原則父母となる。	・生計維持者申告書 (様式 R) ・父および母の収入・所得を証明する書類		
2	父母が離婚調停中(父又は 母は別居しており、学生へ の支援が一切なし)	生活を支援する父又は母(1名)	・生計維持者申告書(様式 R) ・父または母の収入・所得を証明する書類 *事実関係を証明する書類(例:裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等)		
	Ⅲ 父母が離婚	生計維持者	学校に提出すべき書類		
1	父母は離婚しており、再婚 していない *未婚も含む	原則父母(2名) *別居している父又は母から一切の 支援を得られないなど別生計となっ ている場合は、日常的に学費・生活 費を負担している父又は母(1名)を 生計維持者とすることができる。	・生計維持者申告書(様式 R) ・父および母の収入・所得を証明する書類 *1 名を生計維持者とする場合は、離婚した 「事実関係を証明する書類」 (例:戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄 本)		
2	父母は離婚しており、再婚 している	父又は母と再婚相手(2名) *再婚には事実婚を含む。	・生計維持者申告書(様式 R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類		
Г	7 父母どちらか又は両方と 死別、又は意識不明	生計維持者	学校に提出すべき書類		
1	父又は母と死別(再婚して いない)	左に該当しない父又は母(1名)	・生計維持者申告書(様式R) ・父、母または親族(1名)の収入・所得を 証明する書類 *事実関係を証明する書類(例:戸籍謄本又 は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記 載された住民票(マイナンバーのないもの)等)		

2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らし *代わりの支援者がいない場合は、学生本人が生計維持者	主に支援をしている家族(1名) *支援をしている人が複数人であっても、主たる人1人。	
3	父又は母が意識不明(精神 疾患含む)又は生死不明 (行方不明)により意思疎 通できない	意思疎通できる父又は母(1名) *意思疎通できない父又は母は生計 維持者に含まない。	・生計維持者申告書(様式 R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 *事実関係が確認できる書類(例:主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行 方不明者届受理証明」等)
	V その他 (独立生計等)	生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生(未婚で、独立生 計)	学生本人(1名)	・生計維持者申告書(様式 R) ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式 R-2) ・学生本人の収入・所得を証明する書類(但 し、合計所得金額が 48 万円以下の場合、生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人と「直近3ヶ月分記帳部分」の写しの提出が必要) ・学生本人の住民票(世帯(婚姻)状況が記載され、マイナンバーのないもの)
2	学生が結婚している *事実婚も含む *3,4の場合を除く	学生と配偶者(2名)	・生計維持者申告書(様式 R) ・学生本人および配偶者の収入・所得を証明 する書類
3	学生が結婚していて、自身 の配偶者を扶養している	学生本人(1 名)	・生計維持者申告書 (様式 R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類(配 偶者控除欄の分かるもの)
4	学生が結婚していて、配偶 者に扶養されている	配偶者(1名)	・生計維持者申告書(様式 R) ・配偶者の収入・所得を証明する書類(配偶 者控除欄の分かるもの)
5	家庭内暴力(DV等)により、 父母と別居中	主に支援をしている親族(1名)又は学生本人 *支援をしている人が複数人であっても、主たる人1人。	・生計維持者申告書(様式 R) ・親族(1 名)又は学生本人の収入・所得を 証明する書類 *事実関係が確認できる書類(例:公的機関 による証明書等)
6	社会的養護を必要とし、満 18歳未満となる日の前日 時点で児童養護施設等に 入所していた(又は里親に 養育されていた)	学生本人(1名)	・生計維持者申告書(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類 *事実関係を証明する書類(例:公的機関による証明書等)

②派遣期間:証明書の提出は不要です。

## (3) 収入・所得の証明書類

原則、2025年度所得証明書類。但し、発行が間に合わない場合は、2024年度所得証明書。

- 市区町村役場発行の所得・課税(非課税)証明書(写し可)
  - \*市区町村により名称が異なる場合もあります。
  - \* 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書(2024年1月~12月分)の収入証明書類(源泉徴収票、 給与明細等の写し)
  - \*日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。
  - \*合計所得金額(無収入の場合、0円と記載のあるもの)が記載された証明書に限る。

#### ■提出

・12月1日(月)~12月9日(火)17時 国際交流センター事務室(2号館1階)

# ■ご参考・早見表

